○農林水産省告示第八百二号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年七月八日農林省告示第二百六号）の一部を次のように改正し、平成七年七月十七日から施行する。

平成七年六月十六日　農林水産大臣　大河原太一郎

別表第三の十五の項中「八五％以上のガス保有力を有する倉庫」を「別表第四に掲げる特A級の倉庫」に改め、同表十八の項を二十の項とし、十五の項から十七の項までを二項ずつ繰り下げ、十四の項の次に次のように加える。

十五　二酸化炭素倉庫くん蒸	袋詰めされた米、麦、とうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する有害動物（グラナリヤこくぞう、ひめあかつおぶしむし及びこくじつせんちゅうを除く。）	倉庫内の濃度　四〇―八〇％	二一日間 一四日間 一〇日間	二〇度―二五度 二五度―三〇度 三〇度以上	倉庫内のガス濃度を均一にするよう考慮すること。 別表第四に掲げる特A級の倉庫を使用すること。	
	袋詰めされた米、麦、とうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する有害動物（グラナリヤこくぞう、ひめあかつおぶしむし及びこくじつせんちゅうを除く。）	倉庫内の濃度　五〇％以上	一四日間 一〇日間	二〇度―二五度 二五度以上		
十六　二酸化炭素イロくん蒸	ばら積みされた米、麦、とうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する有害動物（グラナリヤこくぞう、ひめあかつおぶしむし及びこくじつせんちゅうを除く。）	サイロ内の濃度　四〇―八〇％	二一日間 一四日間 一〇日間	二〇度―二五度 二五度―三〇度 三〇度以上	ばら積みされた植物の内部にガスが浸透するよう一定時間ガスを循環させること。 別表第五に掲げる特A級のサイロを使用すること。	
	ばら積みされた米、麦、とうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する有害動物（グラナリヤこくぞう、ひめあかつおぶしむし及びこくじつせんちゅうを除く。）	サイロ内の濃度　五〇％以上	一四日間 一〇日間	二〇度―二五度 二五度以上		

別表第三の備考中「この表」を「この表（十五の項から十七の項までを除く。）」に、「倉庫くん蒸」を「倉庫くん蒸」に、「サイロくん蒸」を「サイロくん蒸」に改める。

別表第五中

区分 ＼ 級別	A級
くん蒸ガス保有力（空サイロ一立方メートルにつき臭化メチル一〇グラムを使用した場合の四八時間後のガス残存率）	七〇％以上
	コンクリート又は鉄鋼板造りのもの
	投薬終了後二時間以内にガスを均一化する循環装置のあるもの

を

区分 ＼ 級別	特A級	A級
くん蒸ガス保有力（空サイロ一立方メートルにつき臭化メチル一〇グラムを使用した場合の四八時間後のガス残存率）	八五％以上	七〇％以上
	コンクリート又は鉄鋼板造りのもの	同上
	投薬終了後二時間以内にガスを均一化する循環装置のあるもの	同上

に

改める。